

## 「特定鳥獣（カワウ）保護管理計画（骨子案）」に対する意見の募集結果について

特定鳥獣（カワウ）保護管理計画（骨子案）に対して県民の皆様から提出されたご意見、これに対する県の考え方及びこの度策定した特定鳥獣（カワウ）保護管理計画を公表します。

### 1 公表する資料

- (1) 特定鳥獣（カワウ）保護管理計画（概要）
- (2) 特定鳥獣（カワウ）保護管理計画（全文）

### 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間 平成25年12月26日（木）～平成26年1月27日（月）
- (2) 意見の件数 8名 34件
- (3) 意見の内容と県の考え方

#### 【背景及び目的】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「1976年以前には生息していなかったものと思われる。」とあるが、1923年から1946年まで山口県で80羽から840羽の「ウ類」が狩猟されていた記録がある。カワウとしての記録ではなく、ウ類として整理・記録されている点を考慮する必要がある。	「1976年以前には生息していなかったものと思われる。」との記述は、削除しました。

#### 【計画期間】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	本計画の期間は、「第11次鳥獣保護事業計画」との整合を図ることとされているが、カワウの生息状況のモニタリング調査結果等を考慮し、保護管理計画は3～5年ごとに見直されるのが望ましい。	この度の計画期間は3年としていますが、進捗状況を毎年度把握すること等により、計画改定の必要性を判断することとしており、この旨を追加記載しました。

#### 【保護管理の目標等】

##### ○現状

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	平成25年度の11月から3月までの個体数の推計値（P7、8）の算出根拠を示す必要がある。	平成25年度の11月から3月までの個体数（調査結果）を追加しました。
2	表2・表3（P7、8）の一番右の列の年間個体数の合計は、山口県における総個体数との誤解を招くので削除した方がよい。	年間個体数の合計は、誤解を招かないよう削除しました。

## ○被害状況及び被害防除対策

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	カワウによる被害は、採食地における水産被害とねぐら・コロニーにおける森林等の被害の2つがあると考えますが、ねぐら・コロニーにおける森林等の被害は特に問題等はないのか。	本県では、植生等への顕著な被害の報告はないため、その旨を追加しました。
2	コロニーで多量に発生する糞により、水質汚染や悪臭、景観の悪化を招くことは言うまでもない。衛生面や景観の視点から糞害対策を切に望む。	漁業被害に加え、今後の植生等被害の軽減も図る観点から、計画の目的を「カワウによる漁業等被害の軽減とカワウ個体群の長期にわたる安定的な維持」に変更しました。
3	被害の内容とおおよその量及び変化について、もっと記載があった方が理解しやすい。被害を軽減するのが本来の目的なので、しっかり書き込んでほしい。 漁業被害のうち、どれほどの割合がカワウによるものかある程度把握して、目標を設定すべき。	漁業被害の状況に関する記述を追加し、併せて漁業被害以外の被害の状況を追加しました。 本県では、漁業被害の量や金額を算出していませんが、今後、捕獲したカワウの胃内容物調査等を実施し、漁業被害の適切な把握に努めていきます。
4	環境省の「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」では、「被害状況の把握ができていない」状況はフェーズ2となり、管理計画を立てるよりも、既存の情報を収集しモニタリング体制を整えることが先決となっている。被害状況を具体的に把握することで、計画の目標が明確になり、被害状況に適した効果的な計画が立てられる。具体的被害状況が明確でない段階では、明確な保護管理目標は立てられない。	今年度の生息状況調査によると、漁業被害が問題化し県が調査を行った平成17年度に比べて、カワウの営巣数や5月から8月までの個体数が大幅に増加しており、内水面漁業への影響が懸念されます。 このため、カワウによる漁業等被害の軽減とカワウ個体群の長期にわたる安定的維持を目的として、今般、カワウに係る特定鳥獣保護管理計画の策定を進めているところであり、今後も生息状況や被害状況等の適切な把握等により、計画の充実・強化を行い、カワウの適正管理に努めていきます。
5	11月から冬期にかけて、ブラックバスなどの外来種等を捕食し、アユへの影響が少ないのであれば、保護管理計画や個体数削減は必要ないのではないかと。	今年度の生息状況調査によると、漁業被害が問題化し県が調査を行った平成17年度に比べて、カワウの営巣数や春から夏の間個体数が大幅に増加しており、内水面漁業への影響が懸念されることから、この時期の個体数の低減化を図ることとしています。 なお、捕食魚類については、胃内容物調査等を実施し、正確な情報把握を行うこととしています。

## ○保護管理の基本的な考え方及び目標

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>カワウの保護管理は、個体数管理だけでなく、被害管理や生息環境管理を組み合わせた総合対策であるべきであり、この目標は、保護管理目標ではなく個体数管理目標とすべき。</p> <p>個体数が減少しても被害が軽減されなくては意味がなく、逆に個体数が減少しなくても被害軽減できれば管理目標は達成される。</p>	<p>適切に保護管理を行うためには、個体数管理や被害防除対策等を総合的に推進する必要があることから、「目標達成のための基本的な考え方」として、その旨を記述しました。</p>
2	<p>保護管理の目標を400羽の1/2以下とした理由の説明が必要。</p>	<p>カワウの生息状況の変化による内水面漁業等への影響を踏まえ、保護管理目標については、「自然条件下において、漁業等被害が問題化・顕在化しない状況へのカワウ個体数の誘導」に変更しました。</p>
3	<p>かつてカワウはいなかったからゼロにして良いというわけではない。</p> <p>カワウは、在来動物であり、自分の力で移動・分散してきた動物については、そこで生存する権利を持つ。</p> <p>1970年代はカワウが最も減少した時期で、この時期にカワウがいなかったのは全国的な傾向であり、現在は1900年当初くらいの個体数に回復しているだけかもしれない。</p> <p>そう考えると、1970年代以降の拡大を即、被害の増加、個体数の増加と決め込むのはおかしい。</p> <p>平成17年5月を基準として1/2の個体数を目標とする科学的な根拠が不明。</p>	<p>また、5月から8月までの個体数が大幅に増加していることから、個体数管理の目標として、すでに被害が顕在化している平成17年度の5月の生息数等を基に、「ねぐら・営巣地における5月のカワウ総個体数を200羽以下」「ねぐら・営巣地数を現状以下」に変更しました。</p> <p>今後、捕獲したカワウの胃内容物調査等による漁業被害状況の把握を行うこととし、カワウによる被害状況等を検証の上、必要に応じて見直しを行うこととし、「個体数管理の目標及び実施計画」の項に、今後、カワウによる被害状況等を検証の上、必要に応じて見直しを行う旨を記載しました。</p>
4	<p>山口県のカワウ個体数が増大したことは確かだが、被害量の算定が科学的な分析に基づいてされておらず、200羽にすれば被害が減る根拠に乏しい。胃内容物分析、飛来調査等を実施し、本当にどのくらいの被害があり、200羽にすることでどのような被害減の効果が見込めるのかを示すべき。</p>	
5	<p>なぜ保護管理の目標が200羽以下になるのか根拠が不明。また、なぜ平成17年の1/2以下にしなければならないのか、説得力のある説明が必要。また、「目標値は今後の被害状況の変化に応じて見直し</p>	

	を行う」という文言を明記する必要がある。	
6	<p>保護管理目標数について、目標個体数200羽、営巣地の総個体数を1/10以下とする科学的根拠が不明。</p> <p>過去の被害が問題化・顕在化していなかった頃の個体数、平成17年5月の生息数400羽に注目した理由、400羽の1/2とする比率の根拠は何か。また、1/10以下は何年の生息数に対してか。</p>	
7	「ねぐら・営巣地数を現状維持」としているが、漁業被害が深刻な地域が存在することを考慮し、もっと積極的な目標を掲げるべきではないか。	ねぐら・営巣地数を「現状維持」から「現状以下」に変更しました。
8	計画の目的に漁業被害の軽減とあることから、今後、漁業被害額が算定できれば、「漁業被害額の軽減目標」も保護管理目標に加えるとよい。	漁業被害額の算定のためには、捕食魚類等の詳細調査が必要であり、明確な算定方法を整えた上で、保護管理目標への「漁業被害」の追加を検討します。
9	保護管理目標を設定するに当たり、野鳥の会や自然保護団体等も含めた様々なステークホルダーの人たちと合意形成会議を行っているのか。	市町や関係団体、審議会等の意見を伺いながら、計画を策定しました。
10	カワウを安易に捕獲すると攪拌・分散する危険があることから慎重に管理する必要がある。今回、カワウの保護管理計画を樹立されると思うが、PDCAサイクルをしっかりと回し、人間と野生動物が共生できる社会をつくっていただきたい。	<p>捕獲の実施に当たっては、カワウの分散化をできるだけ回避するため、専門的な知識・技術を有する者で捕獲隊を編制するとともに、捕獲計画等の作成や関係者で構成する協議会の設置等を行うこととしています。</p> <p>また、保護管理目標を達成するため、生息状況や被害状況等を的確に把握し、PDCAサイクルにより、計画の着実な実施に努めていきます。</p>
11	現状把握には、カワウの個体数や生息状況だけでなく、被害状況の把握も必要であることから、「保護管理の実施フロー」の「現状把握（生息状況等）」は、「現状把握（生息状況・被害状況等）」とすべき。	今後、捕獲したカワウの胃内容物調査等による漁業被害状況の把握を行うことから、ご指摘のとおり変更しました。

## 【個体数管理】

### ○個体数管理の目標及び実施計画

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	個体数管理の目標を「営巣地（5カ所）の総個体数を1/10以下」としているが、いつ時点の総個体数の1/10以下なのか不明。また、総個体数を1/10以下とした場合、どうして保護管理目標（ねぐら・営巣地における5月のカワウ総個体数を200羽以下）が達成できるのか不明。	カワウの生息動向の把握状況を踏まえ、保護管理目標を「自然条件下において、漁業等被害が問題化・顕在化しない状況へのカワウ個体数の誘導」に、個体数管理の目標を「ねぐら・営巣地における5月のカワウ総個体数を200羽以下」「ねぐら・営巣地数を現状以下」に、それぞれ変更しました。
2	個体数管理の目標を「営巣地（5カ所）の総個体数を1/10以下」とする根拠が不明であり、説得力がある説明を記述する必要がある。また、「目標値は今後の被害状況の変化に応じて見直しを行う」という文言も明記する必要がある。	また、個体数管理の目標については、今後、カワウによる被害状況等を検証の上、必要に応じて見直しを行うこととしています。
3	カワウの管理は個体群管理が重要であるが、個体群管理の方向性が見えない。今回の捕殺は、今後、各個体群をどこどのように管理するかという県全体のビジョンの下で行われたいため、結果としてカワウが県内一円に分散してしまう危険をはらんでいる。被害状況やカワウの分布状況、営巣地の立地条件等をしっかり把握し、各営巣地をどのように管理するのか、専門家を交えて管理方針を立てて実施されることが望まれる。	カワウの生息動向の把握状況を踏まえ、生息個体数の多い営巣地での集中捕獲など、計画的・効果的な個体数調整等を実施することとしています。 また、捕獲の実施に当たっては、カワウの分散化をできるだけ回避するため、専門的知識・技術を有する者で捕獲隊を編制し、捕獲計画等の作成や関係者で構成する協議会の設置等を行うとともに、生息状況等のモニタリングを適切に実施することとしています。
4	実施計画が個体数調整による捕獲に偏り過ぎである。被害対策と連動させる計画表にする必要がある。	保護管理目標の達成のため、個体数管理や被害防除対策等を総合的に推進することとしており、捕獲と並行して、被害発生区域におけるテグス張りや追い払い等の効果的な被害防除対策にも継続的に取り組むこととしています。
5	実施計画について、「2カ年で保護管理を達成する」とあるが、個体数のみの記述なので、正確には「2カ年で目標個体数を達成する」とすべき。なお、保護管理は2カ年で達成して終了するものではなく、永続的に実施すべきものである。	実施計画については、「2カ年で目標個体数を達成する」に変更しました。 なお、進捗状況を毎年度把握すること等により、計画改定の必要性を判断することとしており、この旨を追加記載しました。

## ○具体的な手法

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	狩猟者は高齢化等により、顕著に減少している状況にあり、捕獲の担い手となる狩猟者の確保と、専門技術を有する捕獲者の育成も大切である。	本計画を円滑に推進するため、専門的な知識、技術を有する捕獲隊の養成・整備を行うこととしています。また、「有害鳥獣捕獲等の推進」の項で、捕獲の担い手の確保・育成について記載しました。
2	大規模捕獲がうまく進んだとしても、カワウが利用できる魚や河川の状況に変化が無ければ、県外からどんどん移入してくるだけであり、営巣地の個体数を2年間で1/10にすることは無理。捕獲と繁殖抑制による営巣地の攪乱で、カワウの分散を加速させ、ねぐら・営巣地数の増加や繁殖期の長期化が懸念される。また、新規営巣地の除去についても、実施体制を事前に準備しておかないと泥縄になる。	<p>個体数管理の目標を達成するため、生息個体数の多い営巣地での集中捕獲など、計画的・効果的な個体数調整等を実施することとしています。</p> <p>また、捕獲の実施に当たっては、カワウの分散化をできるだけ回避するため、専門的知識・技術を有する者で捕獲隊を編制し、捕獲計画等の作成や関係者で構成する協議会の設置等を行うとともに、生息状況等のモニタリングを適切に実施することとしています。</p> <p>なお、新規営巣地の除去についても、実施体制を整備した上で、適切に実施していきます。</p>
3	捕獲隊の導入は良い考えだと思うが、エアライフルは単なる道具であり、しっかり訓練することが必要。	営巣地での捕獲に伴うカワウの分散化をできるだけ回避するために、エアライフルの使用について専門的な知識・技術を有する者で捕獲隊を編制することとしています。
4	滋賀県が成功したシャープシューティングは、単に腕の良い猟友会の人エアライフルで撃てば可能というものではない。生態学に通じたカワウの研究者で、高い捕獲技術を持つカラーが科学的なモニタリングデータに基づき、順応的管理のもとで実施したから成功した。山口県でそのようなプロが育成できていればよいが、カワウを撃てる技術者はいても、カワウの個体管理ができる専門家による順応的管理技術が確立されているか不安がある。	<p>実施に当たっては、捕獲計画等の作成や関係者で構成する協議会の設置等を行うとともに、捕獲計画等に基づき、現地訓練等を実施することとしています。</p> <p>また、モニタリング体制を整備し、捕獲の実施前後に、生息状況等の調査を実施することとしています。</p>
5	エアライフルを専門に使用する理由が明記されていない。エアライフルによる捕獲はオールマイティの方法ではなく、ねぐら・営巣地の地理的条件や実施時期によっては、捕獲による分散を引き起こすリスクの高い手法である。	

6	市町による有害捕獲がもっと積極的に取り組まれるようにする必要があるのではないか。	地域の被害実態に応じて、県や市町、関係団体等が連携して、有害鳥獣捕獲や狩猟による捕獲の推進に取り組むこととしています。
7	営巣地での捕獲は、カワウが分散することを想定し、モニタリング体制と実施予算を十分に検討した上で実施すべき。	カワウの個体数変化や漁業被害額など、今後の保護管理に役立つデータの収集等が重要であることから、モニタリング体制を整備し、各種対策・取組の前後に、定期・定地的な調査を実施することとしています。

#### 【その他保護管理のために必要な事項】

	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	人財とは、どのような意味があるのか。また、文中の「役割を担う人財の養成が不可欠である」と「専門的知識を持った人材を養成する」の用語の使い分けに何か意味があるのか。	「人財」は、「地域を支え未来を造る人を、本県の「財産」として育てていく」という意味で使用しており、本計画では「人財」に統一しました。
2	普及啓発に力を入れてほしい。関係者を招集して、勉強会を実施することが大事。	研修等の実施により、カワウに関する正しい知識や対策についての普及啓発を図ることとしています。

山口県環境生活部自然保護課自然・野生生物保護班  
 担 当 西村  
 電 話 083-933-3050  
 F A X 083-933-3069  
 Eメール a15600@pref.yamaguchi.lg.jp